

議第 2 1 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 8 年呉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（派遣職員の給与） 第 4 条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（同法附則第 5 項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事する派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給することができる。 （企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類） 第 8 条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事する当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。	（派遣職員の給与） 第 4 条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（同法附則第 5 項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事する派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給することができる。 （企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類） 第 8 条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事する当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当を支給することができる。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

公益的法人等へ派遣する職員に対して地域手当を支給するため、この条例案を提出する。